

津野町若者定住促進住宅取得奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内に自らが定住する目的で住宅を新築若しくは増築し、又は新築住宅を購入した者に対し、津野町補助金交付規則（平成17年規則第36号）に基づき、予算の範囲内で奨励金を交付することにより、本町への定住促進及び子育て世代の支援、そして地域経済の活性化を図り、もって活気にあふれた地域社会を築くことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新築住宅：自己の居住の用に供するために町内に新たに建築された一戸建て住宅又は併用住宅であつて、その建設工事の完了の日から起算して1年以内のものをいう。
- (2) 増築住宅：複数世代での同居を目的とした居室を建築するもので、増築面積が30㎡以上80㎡未満のものをいう。
- (3) 大規模増築住宅：複数世代での同居を目的とした居室を建築するもので、増築面積が80㎡以上あり、増築部分に浴室、トイレ、台所のうちいずれか二つを有するものをいう。
- (4) 中古住宅：住宅建築工事完了の日から起算して1年を超えている住宅、又は既に人が居住していた住宅をいう。
- (5) 居住用面積：居間、寝室、台所その他の専ら居住の用に供する部分の面積をいう。
- (6) 住宅を取得した日：登記事項証明書に記載された原因及びその日付の年月日とする。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は次の各号に掲げる事項に該当する者とする。

- (1) 町内に新築住宅を取得若しくは増築した者、又は、町内の中古住宅を購入した者
- (2) 奨励金交付申請時に町内に住所を有している者
- (3) 世帯員全員に町税等の滞納がない者
- (4) 居住開始の日から10年以上継続して対象住宅に住所を有し、居住する意思がある者
- (5) 奨励金交付申請時に、満45歳以下の者
- (6) 過去に奨励金の支給を受けていない者
- (7) 新築住宅及び大規模増築住宅においては、家屋の登記が共有名義の場合は、申請者の持分が10分の1以上かつ、契約金額に持分を乗じた金額が200万円を超える者

(対象住宅)

第4条 奨励金の交付の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、次の各号に掲げる事項に該当するものとする。

- (1) 新築住宅、中古住宅にあつては、登記簿に表示された床面積のうち居住用面積が70平方メートル以上であり、独立して居住できる居室、玄関、台所、浴室、トイレの設備を有すること。
- (2) 増築住宅にあつては、登記簿に表示された床面積のうち増築する居住用面積が30平方メートル以上であること。
- (3) 大規模増築住宅にあつては、複数世代が居住するために増築する住宅で、登記簿に表示された床面積のうち増築する居住用面積が80平方メートル以上で浴室、トイレ、台所のうちいずれか二つを有するもの。

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、次のとおりとする。

- (1) 新築住宅にあつては、100万円とする。
- (2) 増築住宅にあつては、30万円とする。
- (3) 大規模増築住宅にあつては、100万円とする。
- (4) 中古住宅にあつては、物件購入費の50%以内、かつ、上限50万円とする。

(奨励金対象住宅認定申請)

第6条 交付対象者は、奨励金の交付に係る新築住宅等について、あらかじめ奨励金対象住宅として認定を受けなければならない。

2 交付対象者は、前項の認定を受けようとするときは、対象新築住宅に係る工事請負契約又は売買契約の締結の日から2箇月以内に津野町若者定住促進住宅取得奨励金対象住宅認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、町長に申請しなければならない。

- (1) 交付対象者及び同居を予定している者の住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書
- (2) 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (3) 居住用面積が明らかになる図面及び計算書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

3 前項による申請は、転入届出以前においても、行うことができるものとする。

(奨励金対象住宅の認定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは津野町若者定住促進住宅取得奨励金対象住宅認定通知書（様式第2号）により、認定できないときは、津野町若者定住促進住宅取得奨励金対象住宅不認定通知書（様式第3号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

(奨励金の交付申請)

第8条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は住宅の建設又は取得が完了した日から2箇月以内又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに、津野町若者定住促進住宅取得奨励金交付申請書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 対象住宅に係る請負契約書又は売買契約書の写し
- (2) 対象住宅の登記事項証明書
- (3) 居住用面積が明らかになる図面及び計算書
- (4) 町税等納付状況調査同意書（様式第5号）
- (5) 住民票の写し（認定申請時から変更があった場合に限る）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(奨励金の交付決定)

第9条 町長は、奨励金の交付申請があったときは、当該書類に係る書類等の審査を行い、適当と認めるときは津野町若者定住促進住宅取得奨励金交付決定通知書（様式第6号）により、奨励金を交付しないときは津野町若者定住促進住宅取得奨励金不交付決定通知書（様式第7号）により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第10条 奨励金の実績報告については、第8条の規定による奨励金の交付の申請をもって代えるものとする。

(奨励金の交付請求)

第11条 前条の規定による決定を受けた者が、奨励金の交付を請求しようとするときは、津野町若者定住促進住宅取得奨励金交付請求書（様式第8号）により町長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し等及び返還)

第12条 町長は、第9条の規定により交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の規定による交付の決定を取り消し、すでに奨励金を交付した場合にあっては、当該交付金の全部又は一部を返還させることができる。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めた場合はこの限りでない。

- (1) この要綱の規定に違反したとき
- (2) 不正の手段により奨励金の交付を受けたとき
- (3) 奨励金の交付を受けた住宅を交付を受けた日から10年以内に取り壊し、譲渡、貸し付け、交換したとき
- (4) 申請者及びその世帯員の全部が転出又は転居したとき
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が奨励金の交付を不適當と認めるとき

- 2 町長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、津野町若者定住促進住宅取得奨励金交付決定取消通知書（様式第9号）により、当該交付の決定を取り消した者に通知するものとする。
- 3 町長は、第1項の規定により償還金を返還させようとするときは、津野町若者定住促進住宅取得奨励金交付金返還通知書（様式第10号）により、当該交付金を返還すべき者に通知し、補助金の交付を受けた日以降の経過年数により別表2に定める金額の返還を命ずることができるものとする。
- 4 前項の規定による通知を受けた者は、町長が定める期日までに奨励金を町長に返還しなければならない。

（現況調査）

- 第13条 町長は、奨励金を交付した者が対象住宅に居住していることを確認するため、毎年5月31日までに奨励金交付後10年を経過しない奨励金交付者を対象に津野町若者定住促進住宅取得奨励金居住現況届（様式第11号）により現況調査を行うものとする。
- 2 町は奨励金交付者から報告のあった調査項目に疑義のある場合は、対象住宅の訪問及び交付者との面談を行い実態の確認を行うものとする。

- 第14条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱第6条第2項の規定については、平成23年度に限り施行日現在において建築中のものについて、その効力を有するものとする。

附 則（第3条及び第12条）

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の津野町若者定住促進住宅取得奨励金交付要綱によりなされた手続きその他の行為は、この要綱による改正後の津野町若者定住促進住宅取得奨励金交付要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の津野町若者定住促進住宅取得奨励金交付要綱によりなされた手続きその他の行為は、この要綱による改正後の津野町若者定住促進住宅取得奨励金交付要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の津野町若者定住促進住宅取得奨励金交付要綱によりなされた手続きその他の行為は、この要綱による改正後の津野町若者定住促進住宅取得奨励金交付要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の津野町若者定住促進住宅取得奨励金交付要綱によりなされた手続きその他の行為は、この要綱による改正後の津野町若者定住促進住宅取得奨励金交付要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第12条関係）

経過年数	返済額
1年未満	補助金の全額
1年以上2年未満	補助金の90%
2年以上3年未満	補助金の80%
3年以上4年未満	補助金の70%
4年以上5年未満	補助金の60%
5年以上6年未満	補助金の50%
6年以上7年未満	補助金の40%
7年以上8年未満	補助金の30%
8年以上9年未満	補助金の20%
9年以上10年未満	補助金の10%
10年以上	返還なし